

## 第2期文化芸術推進基本計画の検討に 際しての文化芸術団体ヒアリング・意見書

令和4年(2022年)8月  
障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク事務局  
(一社)全国手をつなぐ育成会連合会

### はじめに

我が国における障害者による文化芸術活動については、2008年にスイスの「アール・ブリュット・コレクション」で開催された「JAPON」展を皮切りとして、フランス、韓国、イギリス、タイ等世界各国で日本のアール・ブリュット展が開催され注目を集めてきた経緯があります。また、2017年からは障害のあるパフォーマーによる舞台芸術公演(神楽や車いすダンスなど)もあわせて発信されるようになり、高い評価を得ています。

加えて、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの文化プログラムとして「わが国の文化芸術の振興と日本の美の多様かつ普遍的な魅力を国内外へ発信」する「日本博」が行われることとなり、全国津々浦々の風土や歴史の中ではぐくまれた障害者の文化芸術を日本の美の一つとして国内外へ発信するため、「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル」を全国7ブロックで開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン配信が就寝となったブロックもあったものの、コンテンツに関しては好評を博したほか、障害者が文化芸術を鑑賞するだけでなく、文化芸術活動へ主体的に参画するための配慮(合理的配慮)を実装したことが注目されました。

### 1 障害者による文化芸術活動の課題

令和元年度に(株)文化科学研究所が、全国の公立及び市立美術館、全国の公立博物館 1,229 館を対象に実施した「障害者による文化芸術活動の推進に向けた全国美術館等における実態調査(以下「全国美術館等における実態調査」とい

う。)」によると、障害者の鑑賞機会の拡大に向けた展示活動の実施状況については、約 7 割の施設が「実施も計画もない」と回答しています。

その理由としては、「人員体制が充分でない」「館内に専門人材がない」「ノウハウ不足」「予算不足」等が上げられています。他方、障害者の文化芸術活動への支援についてのヒアリングでは、ノーマライゼーションの推進という視点において、これら支援について肯定的ではあるものの、美術・芸術としての視点の重要性という視点においては、「美術館は、障害のあるなしにかかわらず、優れた美術作品を紹介する場である。福祉と芸術文化、どうしても線引きをしがちであるが、そうではなくて上手く折り合いをつけるのが我々の仕事」、「福祉とアート」というと「(作品を)選んではいけない」という話になるが、美術館で展示する以上「アート」として見る。」といった回答があり、美術館等が障害者の文化芸術活動をどのように捉え事業を実施したらよいか、その視座を十分にもっていないことが伺えます。約 7 割の施設が障害者の鑑賞機会の拡大に向けた展示活動について「実施も計画もない」と回答した背景には、これらのことが大きく起因していると考えます。

また、(公社)全国公立文化施設協会が令和 2 年度に国公立施設 2,176 施設、私立施設 224 施設(抽出)を対象に実施した「障害者の文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取り組み状況調査(以下「劇場・音楽堂等取り組み状況調査」という。))において、主に障害者を対象とした事業の実施状況(自主事業)では、86.5%の施設が実施していないと回答しており、その理由としては「具体的にどういう障害者にどういう事業を実施したらいいかわからない」、「障害者を対象とした事業を実施するための知識のある人材がない」、「障害者を対象とした事業を実施することについて設置者の位置づけ、方針、指針がない」などが挙げられています。

これらの回答結果から、劇場・音楽堂等においても美術館等と同様に、障害者の文化芸術活動をどのように捉え、事業を実施したら良いのか、その視座を十分には持っていないことが課題といえます。

加えて、こうした現状を改善し、文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力が発揮されることや、社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下「障害者文化芸術推進法」という。))」が平成 30 年 6 月に公布、施行されたことに関する認知度も高いとはいえない状況で、全国美術館等における実態調査で約 6 割、劇場・音楽堂等取り組み状況調査においても、職員間での周知ができていないのは 43.3%に留まっています。

こうしたことから、少なくとも美術館、博物館、劇場・音楽堂等の領域においては、障害者の文化芸術活動の意義についての理解や具体的な施策が十分な状態とはいえず、加えて設置者である地方自治体等のイニシアチブが発揮されているとはいいがたい状況と評価せざるを得ません。

## 2 基本計画策定にあたり障害者による文化芸術活動を推進するための意見

### (1) 省庁や地方自治体の連携強化

美術館、博物館、劇場・音楽堂等の文化芸術施設において、障害者の文化芸術活動を推進し、具体的な施策が展開されるようにするためには、文化芸術分野における障害者理解を深めるなど、文化芸術施設側が障害福祉分野の実情や課題等を十分に把握する必要があると考えます。そのためには、文化庁と厚生労働省をはじめとして、関係省庁間のより一層の連携強化が不可欠です。

また、地方自治体においては、残念ながら障害者の文化芸術を推進する基本計画策定や予算確保が十分に進んでいません。(基本計画の策定率を例にとると、都道府県 23.4%、政令市 20%、中核市 16.7%、一般市町村 0.6%という現状)

こうした実情を踏まえ、障害者が全国どこでも多様な文化芸術活動に参加できるよう、障害者文化芸術推進法に定められた国の責務及び地方公共団体の責務に基づき、文化庁と厚生労働省等が実効性のある連携を図り、地方公共団体へのフォロー、必要な財政上の措置を図るなどの施策の強化が必要と考えます。

### (2) 多様な主体がパートナーシップを構築するための仕組みづくり

障害者の文化芸術活動を活性化するためには、美術館、博物館、劇場・音楽堂等の文化芸術施設と行政、障害福祉サービス事業者や障害者団体を含む民間団体等との連携が不可欠であり、これらのパートナーシップが十分に発揮できる仕組みづくり(プラットフォームの構築)が必要と考えます。障害者団体等を中心とした既存のプラットフォームに対する財政面・情報面での支援のほか、文化庁と厚生労働省が主体となり、より広い主体が参画する新たなプラットフォームの構築を推進すべき時期です。

### (3) 障害当事者の参画による共同創造

各種の文化芸術関連施策を講じる際には、鑑賞、創作、発表等の場や機会を創る過程において、障害当事者が積極的に参画できる体制整備を重点的に取り組む必要があります。

令和4年度からは、「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル」を後継し、こうした共同創造の実装を目指す「日本博を契機とした障害者の文化芸術共同創造プロジェクト(以下「日本博プロジェクト」という。)」を、障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク(以下「障文芸ネット」という。)が協力する形で立ち上げており、その成果も施策に反映させることが期待されます。

### (4) 地域における拠点機能整備と障害者の文化芸術活動への支援

障害者が地域において当たり前に参加するために、地域の中で継続的に文化芸術活動を展開することができる複数の拠点が必要です。障害福祉サービス事業所をはじめとする社会福祉施設や社会教育施設、美術館や劇場・音楽堂といった公立文化芸術施設、または映画館や民間の文化施設など、地域における複数の場所が分野に応じた拠点機能を担い、障害者の文化芸術鑑賞・創造・体験する機会を確保することが重要と考えます。

また、障害者の文化芸術活動のすそ野を広げていくためには、障害者団体を中心とした全国各地での活動活性化が不可欠となる中、多くの障害者団体は文化芸術活動を展開するだけの財政力や情報収集力に乏しく、活発な活動展開には至っていない現状があります。そのため、文化庁が実施する活用可能な文化芸術活動分野における助成金につき、障害者文化芸術推進法に基づいて障害者団体が利用しやすく改善した上で情報提供するとともに、厚生労働省としては障害者総合支援法の地域生活支援事業における必須事業(障害の啓発事業、障害者自主活動の支援事業)へ障害者の文化芸術活動が含まれることを明示し、財政支援を含めて市町村へ強く働きかける必要があります。

### (5) 文化芸術における合理的配慮の促進

障害者差別解消法の見直しにより、遅くとも令和6年中には民間事業者も含めて「合理的配慮の義務化」が施行されます。この中には当然ながら文化芸術施設も含まれることから、法改正の趣旨を改めて徹底する必要があります。たとえば、美

術館、映画館、劇場・音楽堂等における車椅子対応の改善、映画館における情報保障の拡充、知的・発達障害に対する一般的な特性理解と対応などが考えられますが、この点についても日本博プロジェクトにおいて、鑑賞時はもちろんのこと、共同創造に際しての合理的配慮を実装することとしていますので、その成果を十分に反映させることが求められます。

#### (6) 学校教育における障害者による舞台芸術公演等の促進

障害者基本法に定める「共生社会」(障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重して共生する社会)の実現に向けては、人格形成期に当たる学校在籍時の教育が不可欠です。たとえば障害者による舞台芸術公演の鑑賞機会を設ける、あるいは特別支援学校との交流機会に障害の有無に関係なく楽しむことができるバリアフリー演劇・バリアフリー映画を鑑賞するといった取組みの推進を、文部科学省から各教育委員会へ働きかけることが重要です。

#### (7) 日本博 2.0 の推進

日本博事業において取り組んできた「障害者の文化芸術活動」をブラッシュアップすることで、誰もが文化活動の豊かさを享受する可能性を広げ、持続させる仕組みを世界に先駆けて生み出し、共生社会の実現につなげる必要があります。

加えて、2025年の大阪・関西万博に向け、分野を超えた多様な主体が連携を促進し、障害者の文化芸術活動を継続することで、我が国の障害者文化芸術活動に対する国際的な関心を高めるための継続した取組みが必要です。本会としては、障文芸ネットや日本博プロジェクトの事務局として「日本博2.0」の推進に取り組んでまいります。ぜひ、文化芸術推進基本計画(第2期)においても2025年の大阪・関西万博までを見通した施策を明示してください。

以上